

資格確認書の一括発行について

令和7年7月22日

全国健康保険協会山形支部

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には令和6年9月または令和7年1月に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

制度改正後の医療機関等受診方法

制度改正後の医療機関等の受診方法・使用期間について、表にまとめると下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年																		
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8											
														制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間終了 (R7.12.1)											
①	健康保険証																									※経過措置期間終了後使用不可											
②	マイナ保険証																																				
③	資格確認書													※制度改正後使用可能																							
④	マイナポータル(スマホ) ＋ マイナンバーカード													※制度改正後使用可能																							
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナンバーカード													※制度改正後使用可能																							

制度改正日
(R6.12.2)

経過措置期間終了
(R7.12.1)

※経過措置期間終了後使用不可

※制度改正後使用可能

※制度改正後使用可能

※制度改正後使用可能

1. 目的

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに交付する必要があります。

（令和6年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた方のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

（山形支部においては、令和7年10月17日差出を予定）

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定） ※山形支部加入の方には、令和7年10月17日差出予定
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」（11ページ参照）を令和7年7月下旬にお送りいたします。

【参考】資格確認書に係る送付物（イメージ）

個人宛送付用

機密性2

〒123-4567
〇〇県〇〇市〇〇
1-2-3 〇〇マンション401
〇〇 〇〇 様

作成年月日 令和7年5月14日
お問い合わせ番号 272-21123000
総枚数 1枚 (1 / 1)

〒770-8541
徳島市八百屋町2-11
ニッセイ徳島ビル 7階
全国健康保険協会 徳島支部
085-602-0256

交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡しください。

【マイナ保険証について】	【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用可能となります。マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakango.or.jp 照会/印刷	マイナンバーカードを保有証として利用可能となります。マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakango.or.jp 照会/印刷

【マイナ保険証について】	【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用可能となります。マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakango.or.jp 照会/印刷	マイナンバーカードを保有証として利用可能となります。マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakango.or.jp 照会/印刷

同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険証を受け取ることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合は以下のとおりとなります。
・マイナンバーカードを保有していない場合は、マイナンバーカードを申請していただき、マイナ保険証と併用して医療機関等を受診していただきます。
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、マイナ保険証と併用して医療機関等を受診していただきます。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに入力された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。なお、お送りする資格確認書が以上の場合は、郵送の用紙に添付して送付していただきます。

資格確認書を持っているけど新たに届いた。どうやって使えるの？

資格確認書は、お持ちのマイナ保険証と併用して医療機関等を受診していただきます。なお、お送りする資格確認書が以上の場合は、郵送の用紙に添付して送付していただきます。

今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日より健康保険証は使用することができなくなります。令和7年12月2日より健康保険証として使用する。なお、令和7年12月1日までに健康保険証の有効期限が切れている場合は、事務局にて返送していただきます。なお、令和7年12月1日より健康保険証の有効期限が切れている場合は、事務局にて返送していただきます。

資格確認書が届いたけどまだ届いていない場合は、郵送の用紙に添付して送付していただきます。

※マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証と併用して医療機関等を受診していただきます。

※マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証と併用して医療機関等を受診していただきます。

【個人情報保護シール】

重要表示保護シール	重要表示保護シール
このシールは、重要表示保護シールに記入した後、上から貼り付けて使用することができます。	このシールは、重要表示保護シールに記入した後、上から貼り付けて使用することができます。
このシールは、一度はがすと再貼付できません。	このシールは、一度はがすと再貼付できません。

【返信用封筒】

〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3 〇〇マンション401 〇〇 〇〇 様

1008782

4812

155

日本郵便株式会社
郵便番号 155-0000
〒155-0000
東京都港区新橋1-5-5
全国健康保険協会
資格確認書事務局
行

1

健康保険 本人(被保険者) 09941 (記号) 12345678 (番号) 1234567 (被保険者氏名) ○○ ○○ 様		作成年月日 令和7年5月14日 お問い合わせ番号 272-21123000	
締枚数 1枚 (1/ 1)		〒770-8541 徳島市八百屋町2-1-1 ニッセイ徳島ビル 7階 全店健康保険協会 徳島支部 088-602-0256	
交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡ください。			
【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード(マイナ 保険証)を併せて全店健康保険を申請することができます。 健康保険 本人(被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカード・マイナ保険証を併せてご利用いただくにはマイナ保険証を併せて送付する必要があります。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyosokukengo.jp 返送方法 検索		【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード(マイナ 保険証)を併せて全店健康保険を申請することができます。 健康保険 本人(被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカード・マイナ保険証を併せてご利用いただくにはマイナ保険証を併せて送付する必要があります。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyosokukengo.jp 返送方法 検索	
【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード(マイナ 保険証)を併せて全店健康保険を申請することができます。 健康保険 本人(被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカード・マイナ保険証を併せてご利用いただくにはマイナ保険証を併せて送付する必要があります。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyosokukengo.jp 返送方法 検索		【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード(マイナ 保険証)を併せて全店健康保険を申請することができます。 健康保険 本人(被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカード・マイナ保険証を併せてご利用いただくにはマイナ保険証を併せて送付する必要があります。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyosokukengo.jp 返送方法 検索	

[illegible]

- THESE DOCUMENTS, WHICH ARE THE PROPERTY OF THE UNIVERSITY OF TORONTO, ARE LOANED TO YOU BY THE UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY. THESE DOCUMENTS ARE NOT TO BE REPRODUCED, COPIED, OR DISTRIBUTED IN ANY MANNER WITHOUT THE WRITTEN PERMISSION OF THE UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY.

【送明田仁二】

【個人情報保護シール】

意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、および誤記入で覆われることができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。	意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、および誤記入で覆われることができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。
意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、および誤記入で覆われることができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。	意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、および誤記入で覆われることができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。

対象者一覧表

資格確認書の送付予定対象者の一覧表について

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなるため、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

当協会では令和7年7月より順次、以下の対象者様の資格確認書を従業員様のご自宅に送付します。

詳細については、ホームページをご確認ください。

【送付予定対象者】※

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者抽出後、資格確認書を送付するまでに期間を要する方がいることから、当協会の健康保険の資格を喪失されている方を除いて送付します。なお、行き違いで資格確認書が届いた場合は、同封する返信用封筒にて元従業員様より直接ご返却いただくこととしています。

つきましては、送付予定対象者様の一覧表を別添のとおり送付しますので、ご承知おきください。

また、従業員様の住所に送付し、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付しますので、その際は従業員様への配付にご協力をお願いします。

ご多用の中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

33

送付物

- ① 送付文書（本文書）
② 送付予定対象者一覧表（資格確認書を送付する方の一覧表）

以上

[illegible]

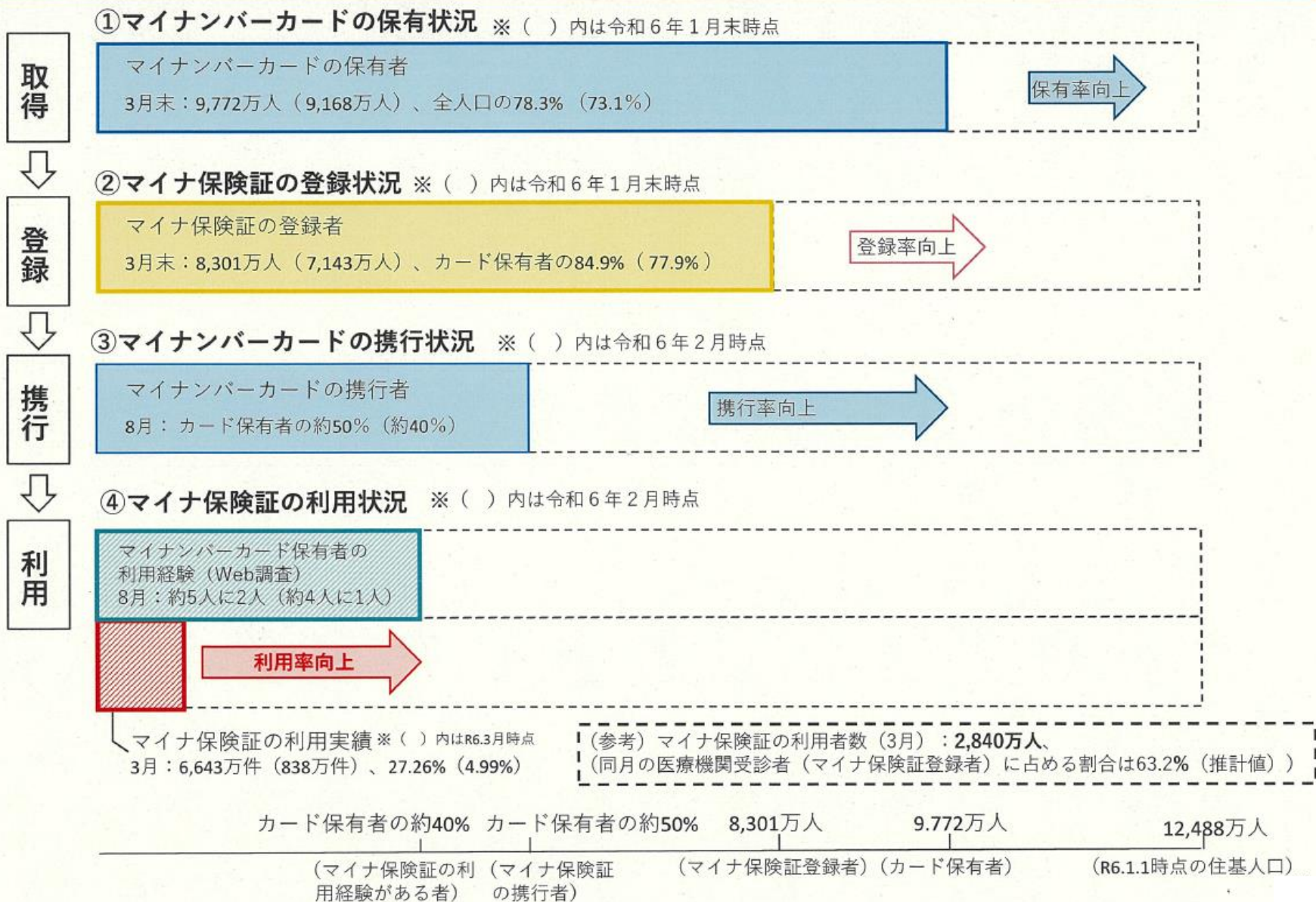
3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定） ※山形支部加入者は10月17日予定				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			

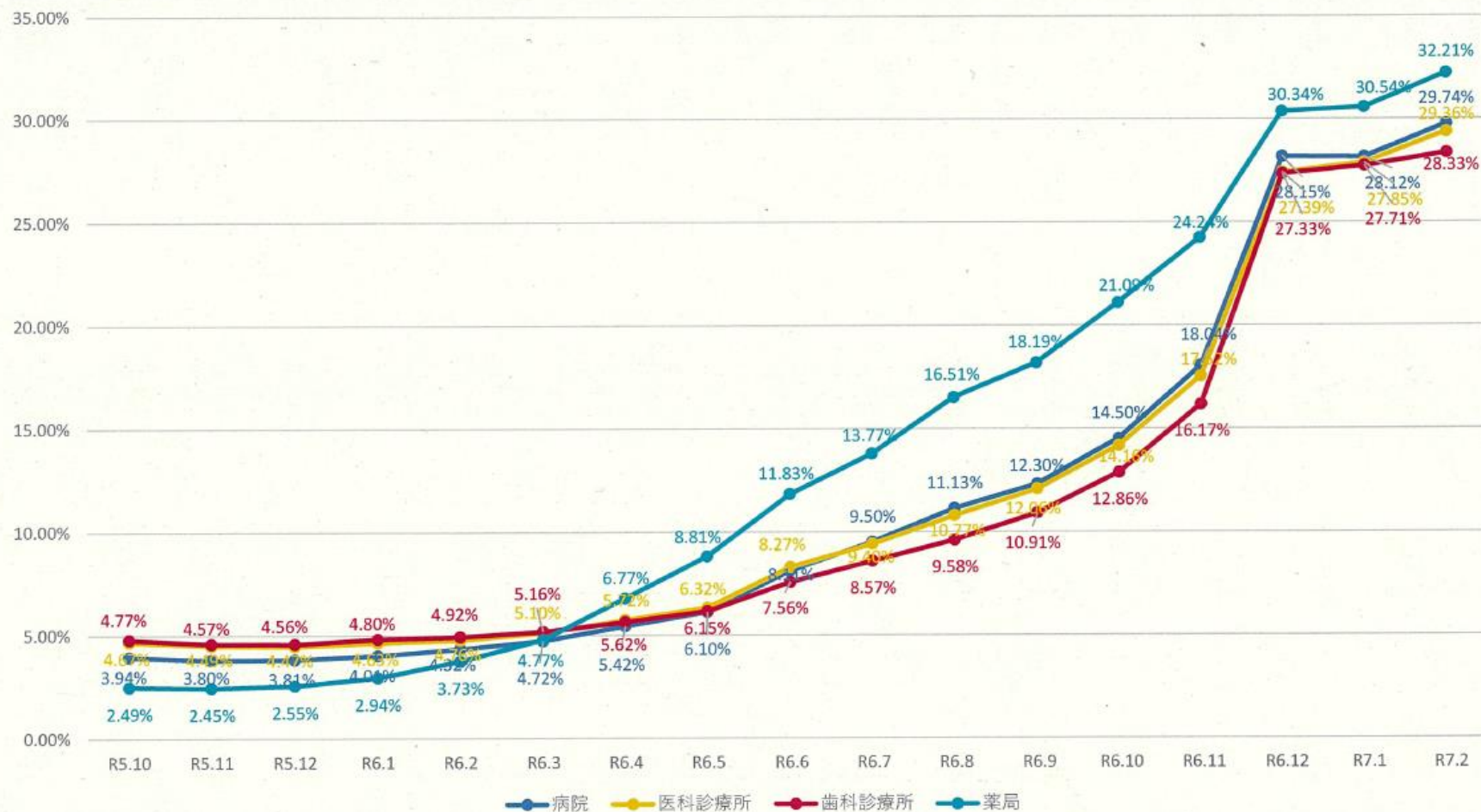
参考

第194回社会保障審議会医療保険部会
資料 2 より抜粋

マイナ保険証に関する現状



施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



※ 利用割合 = MNC利用人数 / レセプト件数

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和7年3月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和7年3月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	27.35% (+0.82%)
青森県	26.82% (+0.59%)
岩手県	30.02% (+0.93%)
宮城県	25.67% (+0.66%)
秋田県	25.61% (+0.73%)
山形県	29.53% (+1.03%)
福島県	33.13% (+0.45%)
茨城県	29.53% (+1.19%)
栃木県	31.37% (+0.67%)
群馬県	29.61% (+0.45%)
埼玉県	25.29% (+0.40%)
千葉県	28.70% (+0.55%)
東京都	24.85% (+0.70%)
神奈川県	26.42% (+0.97%)

全国	27.26% (+0.64%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	34.53% (+1.08%)
富山県	36.72% (+0.71%)
石川県	33.42% (+0.82%)
福井県	36.35% (+0.49%)
山梨県	25.60% (+0.32%)
長野県	24.05% (+0.61%)
岐阜県	26.95% (+0.41%)
静岡県	30.10% (+0.68%)
愛知県	25.32% (+0.43%)
三重県	26.12% (+0.33%)
滋賀県	31.53% (+0.84%)
京都府	27.92% (+0.51%)
大阪府	24.90% (+0.38%)
兵庫県	27.21% (+0.47%)
奈良県	27.82% (+0.42%)
和歌山県	21.15% (+0.72%)

都道府県名	利用率
鳥取県	30.44% (+0.58%)
島根県	34.93% (+0.76%)
岡山県	26.76% (+0.54%)
広島県	30.28% (+0.78%)
山口県	33.12% (+0.67%)
徳島県	27.05% (+0.18%)
香川県	28.51% (+0.27%)
愛媛県	21.61% (+0.33%)
高知県	24.28% (+0.46%)
福岡県	26.90% (+0.46%)
佐賀県	30.05% (+0.85%)
長崎県	28.86% (+0.72%)
熊本県	30.10% (+0.56%)
大分県	26.50% (+0.07%)
宮崎県	29.79% (+0.55%)
鹿児島県	33.20% (+0.69%)
沖縄県	15.90% (+0.56%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

(括弧内の値は令和7年2月の値からの変化量(%ポイント))

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせに関する取組

	令和6年							令和7年												令和8年			
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
資格確認書								▲															
								▲															
資格情報の お知らせ								▲															
								▲															
広報活動								▲															
								▲															
広報誌	●		●	●	●		●						●				●	●					
ポスター配布				●																			
メルマガ	●	●	●			●								●									
山形新聞				●	●										●								
研修会・講習会	●	●			●	●		●	●	●	●		●	●									
関係団体会報 への掲載、同封		●	●	●																			

[illegible]